

D1 観光プロムナード地域の景観形成

D1.1 観光プロムナード地域の景観形成方針

○ D 特色ある市街地地域の共通の項目

表 D.1.1 景観形成の指針【自然景観の保全、都市との共生・調和】

1	道路、河川、公園などの公共施設等からの山並みへの眺望を確保するため、建築物の最上部の形態に変化をつけることや高さに配慮する。
2	横幅が大きい建築物の場合は、緑や河川の見通しを確保するため、スリットの設置や建物を分節化する。
3	現存する屋敷林などを保全する。やむを得ず伐採する場合は必要最小限として、移植をする。移植が困難な場合は、既存の植生に配慮した樹種を選定して、敷地内の緑化をする。
4	法面や擁壁前面には、樹木等を植栽し緑化をする。
5	風の通り道やクールスポットを確保するため、まとまった緑地を確保する。

表 D.1.2 景観形成の指針【まちづくり活動の推進と芸術文化の創造・育成】

1	共用の空間をつくることによりコミュニティガーデンやポケットパークなど市民主体の活動を生み出し、緑豊かな景観作りの仕組みをつくる。
2	個性的な景観を育てるために景観協議会等を発足し、協働のまちづくりを継続して進める。
3	周辺との調和を保ちながら、個性的なデザインを活用し特色を生かしたものをつくる。
4	広告物は必要最小限で、落ち着いた色彩とし、建築物と一体感があり、山並みへ配慮したものとする。

○ D1 観光プロムナード地域の独自の項目

表 D1.1.1 景観形成の指針【共通項目】

1	表 D.1.1 景観形成の指針【自然景観の保全、都市との共生・調和】の内容とする。
2	表 D.1.2 景観形成の指針【まちづくり活動の推進と芸術文化の創造・育成】の内容とする。

表 D1.1.2 景観形成の指針【個性的で魅力あるまちなみ景観の保全・育成】

1	建築物は、明るくモダンな雰囲気を出す意匠、色彩とする。また外壁の色彩
---	------------------------------------

は武庫川の右岸（湯本町）、左岸（栄町）の特性に配慮して、右岸側は落ち着いた色調、左岸は宝塚カラー（7.5YR6～8.5/3）を基調する。デザインは、統一感に配慮しつつ反面、画一的にならないようにする。
2 「武庫川への視線の抜け」を確保するため、低層階の一部を吹き抜けにしたり、隣接する建物との間に空間を設ける。
3 対岸からの景観や親水性に配慮して、河川側にスロープや水辺を望む広場を設ける。また、建物には出入り口などの開口部やバルコニーを設け、低層階には水辺を望むオープンテラスを設ける。
4 観光プロムナード沿いの建築物の低層階には店舗を誘致するようにし、店舗と通行する人との一体感をつくるために、道路や河川沿いから店舗までの空間を工夫する。
5 擁壁や河川沿いの植樹柵及び石垣には、既存の自然石の利活用をする。
6 建築物は河川沿いから出来る限り後退し、周辺の植生に調和する植栽をする。
7 ランドマークとなっている樹木の保全や再生をする。
8 広告物は、お洒落でモダンな雰囲気をつくり出すデザインとする。
9 まちの魅力を高めるため、夜の光の演出やショーウインドウ等の計画をする。

D1.2 観光プロムナード地域の景観形成基準

○ D1観光プロムナード地域の独自項目

表D1.2.1 景観形成基準【建築物の建築等】

項目	基準				
屋根及び外壁の色彩	1 外壁、屋根など外観に使用する明度・彩度は、下表マンセル表色系による数値の範囲内とする。（無着色の木材、石材、漆喰、レンガ、ガラスなどを使用する部分及び各壁面の見付面積の4分の1以下の部分は除く）				
	屋 根		外 壁		
	色 相	明度 (以下)	彩度 (以下)	明度	彩度 (以下)
	N	8 程度	/	3~8.5	/
	R	6 程度	6		6
	YR		6		6
	Y		4		4
	その他		2		2

	<p>2 外壁色の色相はYRをベース色とし、色相PB、B、BG及び無彩色Nは、できる限りベース色に用いない。</p> <p>武庫川右岸側の外壁色の色相は、できる限り明度7.5以下、彩度4以下とする。また、左岸側の外壁色の色相も、できる限り7.5YR6.5～8/3の宝塚カラーとする。</p> <p>大きな壁面を有する建築物の外壁色は上記各規定を遵守する。</p>
敷地の緑化	<p>1 敷地内の既存樹木は、可能な限り保全する。ただし、やむを得ず既存樹木を保全できない場合は、可能な限り敷地内に移植し、伐採は必要最小限とする。</p>
	<p>2 武庫川河川側及び道路に面して樹木を植栽する。</p>
	<p>3 緑視率を10%以上河川側において確保する。ただし、敷地の状況により緑視率が確保できない場合及び敷地が河川に接していない場合は、緑被率を10%以上確保する。</p>

表D1.2.2 景観形成基準【建築物の修繕等】

項目	基準
屋根及び外壁の色彩	表D1.2.1 景観形成基準【建築物の建築等】の屋根及び外壁の色彩に準じる。
敷地の緑化	表D1.2.1 景観形成基準【建築物の建築等】の敷地の緑化に準じる。

表D1.2.3 景観形成基準【工作物の建設等】

項目	基準
擁壁の構造や位置	<p>道路に面する擁壁は、道路境界との間に植栽帯を設ける。ただし、やむを得ず道路に接して擁壁を設置する場合は、壁面緑化を行う。</p> <p>開発事業区域面積が3,000㎡以上の場合で、中遠景から見える擁壁及び道路に面する擁壁は、擁壁と境界との間に50cm以上の植栽帯を設ける。</p>

表D1.2.4 景観形成基準【開発行為、土地の形質の変更】

項目	基準
開発、造成の計画	現状の地形を活かし、地形の改変は必要最小限とする。また、長大な擁壁や法面が生じないようにする。
木竹の植栽又は伐採	1 開発事業区域内の既存樹林・既存樹木は、可能な限り保全する。ただし、やむを得ず既存樹林・既存樹木を保全できない場合は、可能な限り敷地内に移植し、伐採は必要最小限とする。
	2 敷地内は、可能な限り植栽・補植を行う。ただし、植樹は既存の植生に配慮した樹種を選定する。